

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 産業振興課

平成28年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
IT活用サービス創出シート支援事業 [第1段階：調査支援事業]	県内事業者（業種は問わない。コンソーシアムも可）	アイデアの具体化や顧客の確認などを目的として実施する関係者へのインタビューなどの取り組み	50万円（対象経費の2分の1）				随時	（公財）しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター（ITOC） 0852-61-2225
IT活用サービス創出シート支援事業 [第2段階：検証支援事業]	・県内IT事業者 ・県内のサービス事業者（非IT事業者）。 但し、システム開発を県内のIT事業者 に委託する場合に限る。 ・県内のIT事業者とサービス事業者 で組織されるコンソーシアム等	新たなサービス・製品の現地検証として 行う顧客インタビューや市場調査 上記に必要となる最低限の機能を有 したサービス・製品の開発	100万円 （対象経費の2分の1）				第1回平成28年5月13日まで 次回公募は未定	（公財）しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター（ITOC） 0852-61-2225
IT活用サービス創出シート支援事業 [第3段階：サービス・製品開発支援事業]	・県内IT事業者 ・県内のサービス事業者（非IT事業者）。 但し、システム開発を県内のIT事業者 に委託する場合に限る。 ・県内のIT事業者とサービス事業者で組 織されるコンソーシアム等	有償購入する初期顧客が見込めた段階 において行う当該サービス等の本格的 な開発や市場投入に向けた取り組み	500万円（対象経費の2分の1）				第1回平成28年5月13日まで 次回公募は未定	（公財）しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター（ITOC） 0852-61-2225
開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業	島根県内に事業所を有し下記を満たすこと （1）県内に開発ソフトウェアの技術開発 拠点を有する企業であること （2）開発ソフトウェアを有すること	開発ソフトウェアの中期的な販売計画に 基づく販路拡大に資する展示会等への 出展、営業活動のための県外出張等 ※ただし、県内で開催される展示会等は 助成対象事業から除外	150万円（対象経費の2分の1）				第1回：平成28年4月21日まで 随時募集	（公財）しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター（ITOC） 0852-61-2225
技術革新総合支援事業 （革新型研究開発助成金）	県内に事業所を有する企業等	革新的な新製品等の研究及び開発	500万円 （対象経費の2分の1）					（公財）しまね産業振興財団 新事業支援課 0852-60-5112
技術革新総合支援事業 （取引拡大型試作開発助成金）	県内に事業所を有する製造業分野に取 り組む企業等	購入予定者から具体的なオファーがある 製品、部品加工、ユニット製品など試作 開発	100万円（対象経費の2分の1）					（公財）しまね産業振興財団 新事業支援課 0852-60-5112
国際規格認証取得促進助成事業 H28.4.1	経営革新計画に取り組む中小企業	ISOシリーズやFSSC22000などの国際規 格認証取得	100万円（対象経費の2分の1）					（公財）しまね産業振興財団 経営支援課 0852-60-5115
資源循環型技術開発事業費補助金	（1）県内に事業所を有する事業者（以 下「県内事業者」という） （2）構成員の2分の1以上が県内事業 者である法人格を有する団体 （3）2以上の県内事業者を含む4以上 の個人又は法人で構成される法人格の ない団体であって、資源循環型技術開 発等事業を継続して的確に行うに足りる 経理的基礎を有するもののうち、知事が 適当と認めるもの	（1）産業廃棄物の発生の抑制、減量化 又は再生利用に関する技術の研究開発 を行う事業 （2）産業廃棄物を原材料として利用し た製品の研究開発を行う事業 （3）上記（1）、（2）の事業化に向けた 市場調査・可能性試験を行う事業	・研究開発枠 100万円以上で1,000万円を限度（対象 経費の3分の2以内） ・FS（可能性試験研究）枠 200万円以内 （対象経費の3分の2以内）					島根県商工労働部産業 振興課 産学官連携グ ループ 0852-22-6395
島根ものづくり企業海外展開総合支援 助成金	製造業（飲食料品及び工芸品を製造す るものを除く）資本金3億円以下並びに 従業員300名以下の企業	①子会社設立に係る計画策定を行う事 業 ②展示会出展、テスト輸出等を行う事業 ③海外展開に必要な人材を確保するた めに有料職業紹介事業者を利用する事 業 ④現地中核人材の技術指導を行う事業	①海外進出計画策定事業：300万円 ②海外販路開拓事業：100万円 ③グローバル人材確保事業：150万円 ④海外拠点ローカル技術者育成事業：1 00万円 （対象経費の2分の1）					（公財）しまね産業振興財団 販路支援課 0852-60-5114

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 産業振興課

平成28年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
受託開発競争力強化支援事業	島根県内に本社、支社及び開発を行う事業所を有するIT企業	関係構築のために発注企業先で行う開発に要する経費や、地域での連携先企業との研修開催に要する経費	200万円 (対象経費の2分の1以内)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団しまねソフト研究開発センター(ITOC) 0852-61-2225
新技術開発支援事業	・県内の事業者 ・県内の教育機関 ・県内の事業者、教育機関で構成されるコンソーシアム等	県内IT産業の高度化、競争力強化に顕著に繋がると認められる新規性を有する技術の研究又は開発であって、次のいずれかに該当する事業 ① オープンソース・ソフトウェアの高度化に資する技術の研究又は開発事業 ② その他、情報通信技術の全般に関する技術の研究又は開発事業	500万円 (対象経費の2分の1)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団しまねソフト研究開発センター(ITOC) 0852-61-2225
新ビジネスモデル構築支援事業	県内ソフト系IT企業(中小企業者)	県内外の他企業等において実施する研修又は研究であり、以下の要件を満たすもの。 (1) 技術研修・研究型 ア 当該企業にとって自社の持つ技術力を著しく向上させる又は特定分野の業務ノウハウを習得する取り組みであること イ 優れた経営資源、技術資源を持つ企業等における取り組みであること (2) 営業人材強化研修型 当該企業にとって、自社製品の販売促進に資する人材を育成するためのビジネススクール、大学、専門学校等への通学、通信教育の受講であること	200万円(対象経費の2分の1以内)				随時	島根県中小企業団体中央会連携支援課 0852-21-4809  島根県商工労働部産業振興課情報産業振興室 0852-22-5620
戦略的取引先確保推進事業	機械金属、樹脂、電気及び電子部品等の製造を行っている中小企業	島根県外かつ日本国内で開催される環境、福祉、住環境及び機械金属分野の展示会出展	30万円(対象経費の2分の1)					(公財)しまね産業振興財団販路支援課 0852-60-5114
戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業	県内に事業所を有する製造業分野に取り組む中小企業又は組合	技術力強化並びに新たな取引の開始や拡大を目的とした従業員の派遣研修等	200万円(対象経費の2分の1)					(公財)しまね産業振興財団販路支援課 0852-60-5114
中小企業外国出願支援事業	(1)島根県内に事業所を有する「中小企業者」 (2)「中小企業者で構成されるグループ」 (3)「地域団体商標の外国出願」については商工会議所、商工会、NPO法人等。 (4)外国への特許、実用新案、意匠又は商標出願を予定していること(複数案件も可) (5)各国への移行手続きが平成29年2月28日までに完了する見込であること。	外国出願を行おうとする中小企業に対して、出願するために必要な翻訳費、外国出願料の一部を助成。	(一案件) 特許：150万円 実用新案・意匠・商標：60万円 冒認対策商標：30万円 (複数案件) 1社300万円まで (助成率：1/2以内)				平成28年6月3日 ～12月27日 (予算に達しだい 終了します)	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112
特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業 H28.4.1	県内に事業所を有する製造業分野に取り組む企業又は組合	特殊鋼関連企業との取引拡大や成長分野への進出に向けた新素材若しくは新製品の開発若しくは試作又は新技術の開発	県内取引拡大型：100万円 成長分野進出型：500万円 企業連携型：750万円 特認事業(航空機・エネルギー分野)：1,000万円 (対象経費の2分の1)					(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・ 島根県 商工労働部 産業振興課

平成28年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
Ruby導入促進支援補助金	県内の市町村、県内に主たる事業所を有する公益社団法人及び公益財団法人	Rubyを用いたシステム開発	50万円以上250万円以下 （対象経費の2分の1以内）				H28年4月1日から 4月28日 次回募集は未定	島根県商工労働部産業振興課情報産業振興室 0852-22-5621
ものづくりアドバイザー派遣事業	島根県内に本社・支社・工場等の事業拠点を有するものづくり企業	競争力強化の取り組みを行う場合に、専門的な有資格者等を専門家として派遣	1社あたり年間24時間以内（回数は6回が上限）					（公財）しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 中小企業課

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）	
一般融資	一般設備資金	中小企業又は組合	設備資金	8,000万円	12年以内 （据置1年以内）	年利 1.85% （責任共有利率） 年利 1.70% （責任共有外利率）	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団	
	一般運転資金		運転資金	5,000万円	7年以内 （据置6ヶ月以内）	年利 2.05% （責任共有利率） 年利 1.90% （責任共有外利率）					
	小規模企業特別資金	小規模企業者（信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額の合計が1,250万円以内となるものに限る）	設備・運転資金	1,250万円（ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高も含む）	7年以内 （据置6ヶ月以内）	（責任共有制度対象外のみ） 年利 1.60% （責任共有外利率）	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保は原則不要（ただし、小規模企業育成資金にあっては信用保証協会における既融資残高との合計が3,000万円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会の決定） 信用保証要する	保証料率 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下			商工会議所 商工会
	小規模企業育成資金	小規模企業者（従業員20人以下の者。商業、サービス業は5人以下）	設備・運転資金	1,250万円	7年以内 （据置6ヶ月以内）	年利 1.75% （責任共有利率） 年利 1.60% （責任共有外利率）	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団			
特別融資	創業者支援資金	新たに事業を開始する計画を有する個人、新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社又は事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者若しくは組合	設備資金	5,000万円 （ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、1,500万円と自己資金額のいずれか低い方）	12年以内 （据置2年以内）	年利 1.65% （責任共有利率） 年利 1.50% （責任共有外利率）	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定	保証料率 ・責任共有 0.2%以上 1.3%以下 ・責任共有外 0.2%以上 1.5%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団	
			運転資金	3,000万円 （ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、1,500万円と自己資金額のいずれか低い方）	7年以内 （据置2年以内）						
	おもてなし処整備支援資金	地域の観光振興に資する事業（市町村長の推薦が必要）に取り組む者	設備資金	8,000万円	15年以内 （据置2年以内）	年利 1.55% （責任共有利率） 年利 1.40% （責任共有外利率）	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下			随時
運転資金			5,000万円	7年以内（据置2年以内）							
収益体質強化資金	収益体質の強化となる計画を策定し、設備投資を行う中小企業者又は組合	設備資金	8,000万円	15年以内 （据置1年以内）	年利 1.55% （責任共有利率） 年利 1.40% （責任共有外利率）	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時 取扱期間 平成29年 3月31日 まで			
		運転資金	1億2,000万円	10年以内 （据置1年以内）							

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 中小企業課

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)		
経営改善長期借換資金	経営改善に取り組むために 既往借入金の借換資金を必要とする中小企業者又は組合	運転資金	8,000万円	15年以内 (据置1年以内)	年利 1.85% (責任共有利率) (融資期間が10年以内: 年利 1.55%) 年利 1.70% (責任共有外利率) (融資期間が10年以内: 年利 1.40%)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	随時 平成29年 3月31日 まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団		
経営力強化資金	中小企業の新たな事業計画の促進に関する法律第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営改善に関する計画を作成している中小企業者又は組合	設備資金 運転資金	2億8,000万円	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 既往保証付き債務の借換は10年以内(据置3年以内)	年利 1.55% (責任共有利率) 年利 1.40% (責任共有外利率)		保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.5%以下		随時 取扱期限 平成31年 3月31日	
海外展開支援資金	中小企業者又は組合であって、海外販路の開拓や海外向けの開発等に取り組み、一定の要件に該当する者	設備資金 運転資金	設備資金：2億8,000万円 運転資金：1億円	設備 10年以内(据置3年以内) 運転 5年以内(据置2年以内)	年利 1.55% (責任共有利率) 年利 1.40% (責任共有外利率)		保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下			
円安等対策資金 (H27.2.1)	最近の平均売上高等が前年同期の月平均高等に比して3%以上減少している者、原材料価格高騰等で最近の売上総利益率等が減少している者	設備資金 運転資金	80,000千円	10年以内 (据置2年以内)	年利 1.55% (責任共有率) 年利 1.40% (責任共有外利率)		保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下			随時 平成29年 3月31日 まで
経営改善サポート資金 (H28.4.1)	中小企業者又は組合であって、経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するもの	設備資金 運転資金 (経済改善・再生計画の実施に必要なものに限る)	2億8,000万円	15年以内 (据置1年以内)	年利 1.85% (責任共有率) 年利 1.70% (責任共有外利率)		保障料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下			随時 取扱期限 平成32年 3月31日
※特別融資には、この他、再生支援資金、経営革新支援資金、人にやさしい環境整備支援資金、買い物の場整備支援資金があります。										
セーフティネット資金	取引先企業の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じている中小企業者又は組合	運転資金	8,000万円	8年以内 (据置1年以内)	年利 2.15% (責任共有利率) 年利 2.00% (責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団		

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 中小企業課

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
緊急融資 経済変動等資金「平成28年熊本地震緊急対策資金」 (H28.5.9)	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次のいずれかに該当するもの  (1) 地震の直接被害を受けていること (2) 地震の間接被害を受けているもののうち、次のいずれかに該当するもの ・地震に起因して、最近1か月の売上高等が10%以上減少、かつ、今後2か月を含めた3か月の平均が10%以上減、等  ・売掛債権の固定化など	設備資金 運転資金	8,000万円	10年以内 (据置2年以内)	年1.35% (責任共有利率) 年1.20% (責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保 取扱金融機関又は保証協会の決定による  保障料率 ・責任共有 0.4%以下 上1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以下 上1.7%以下	随時 取扱期限 平成29年 3月31日	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
※緊急融資には、この他、災害復旧資金、災害対策特別資金、経済変動等資金があります。								
中小企業高度化資金	協同組合、協同組合連合会、これらの組合員もしくは構成員（以下「組合員等」という。）である特定中小企業者、企業組合、協業組合	土地、建物、構築物、設備	貸付対象施設の整備に要する額の80% (小規模事業者が占有する部分については90%)	20年以内 (据置3年以内)	年利0.65%（中小企業の振興に係わる関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子）	原則として連帯保証人3人以上 貸付対象物件には、島根県を第1順位とする抵当権を設定していただきますが、担保力が不足する場合は、個人資産等他の適当な不動産を担保として提供していただきます。	原則として、貸付を受けようとする年度の 前々年度1月末日までに貸付予備申請書を提出すること。	次の書類を作成し、中小企業団体中央会へ提出 ・貸付予備申請書 ア. 中小企業高度化資金貸付予備申請書 イ. 高度化事業に係わる診断 申込書
集団化資金	協同組合、協同組合連合会、これらの組合員もしくは構成員（以下「組合員等」という。）である特定中小企業者、企業組合、協業組合		貸付対象施設の整備に要する額の80%					
施設集約化資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、協業組合、中小企業者が合併もしくは出資して設立する会社		貸付対象施設の整備に要する額の80%					
共同施設資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合、協業組合	設備	貸付対象施設の整備に要する額の80%	20年以内 (据置3年以内)	年利0.65%（中小企業の振興に係わる関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子）	原則として連帯保証人3人以上 貸付対象物件には、島根県を第1順位とする抵当権を設定していただきますが、担保力が不足する場合は、個人資産等他の適当な不動産を担保として提供していただきます。	原則として、貸付を受けようとする年度の 前々年度1月末日までに貸付予備申請書を提出すること。	次の書類を作成し、中小企業団体中央会へ提出 ・貸付予備申請書 ア. 中小企業高度化資金貸付予備申請書 イ. 高度化事業に係わる診断 申込書
設備リース資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	設備	貸付対象施設の整備に要する額の80%	20年以内 (据置3年以内)	年利0.65%（中小企業の振興に係わる関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子）	原則として連帯保証人3人以上 貸付対象物件には、島根県を第1順位とする抵当権を設定していただきますが、担保力が不足する場合は、個人資産等他の適当な不動産を担保として提供していただきます。	原則として、貸付を受けようとする年度の 前々年度1月末日までに貸付予備申請書を提出すること。	次の書類を作成し、中小企業団体中央会へ提出 ・貸付予備申請書 ア. 中小企業高度化資金貸付予備申請書 イ. 高度化事業に係わる診断 申込書
※中小企業高度化資金には、この他連鎖化資金、経営改革資金、企業合同資金、集団区域整備資金等があります。また、事業用施設に使用されている石綿（アスベスト）による健康被害等の防止を図るもの（アスベスト								

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 中小企業課

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）	
中小企業育成振興資金	事業所新設等資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、事業所の新設等を行う者 ・投下固定資本5,000万円以上 （ソフト産業等3,000万円以上） ・新規雇用3人以上 （操業後1年以内）	設備資金 （土地・建物・設備）	2億円 投下固定資本の3分の2	15年以内 （据置2年以内）	年利 1.15% （責任共有利率） 年利 1.00% （責任共有外利率）	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	成長企業応援資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、成長を図ろうとするもの（新たな市場等での事業展開などであって、先進性又は革新性が高いと認められること等が必要）	設備資金 （土地・建物・設備） 運転資金	設備資金： 2億円 運転資金： 8,000万円	（設） 15年以内 （据置2年以内） （運） 7年以内 （据置2年以内）	年利 1.15% （責任共有利率） 年利 1.00% （責任共有外利率）			
	経営資産承継資金	県内において事業を営む会社又は個人の事業用資産を取得する中小企業者（原則として、従業員の1/2以上の再雇用が必要）	設備資金 （土地・建物・設備） 運転資金	設備資金： 2億円 運転資金： 8,000万円	（設） 15年以内 （据置2年以内） （運） 10年以内 （据置2年以内）	年利 1.15% （責任共有利率） 年利 1.00% （責任共有外利率）			
島根県環境資金	県内において同一業種を1年以上継続して営んでいる企業	設備資金 公害防止、省エネルギー等に係わる設備資金 運転資金 ISO認定取得費用、石綿対策等PCB廃棄物処理等対策に係わる運転資金	2億円	15年以内 （据置2年以内）	年利 1.55% （責任共有利率） 年利 1.40% （責任共有外利率）	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団	

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・ 島根県 農林水産部 農林水産総務課（農業関係）

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
農業近代化資金 (H28.4.1)	一定の要件を満たす農業参入法人等	設備資金等	2億円（法人の場合）	7～15年以内 （内据置期間2～7年） ※資金用途等により異なる	0.2%	取扱金融機関による ※3,600万円までは、無担保無保証人による保障制度あり。但し、この場合でも、融資対象物件は担保とし、法人の役員等の同一経営内の方は保証人として求められる。	随時	取扱金融機関



平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（林業関係）

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限		貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
林業・木材産業改善資金	林業従事者、木材産業を営む者、これらの組織する団体等	設備資金	林業分野 ・個人：1,500万円 ・会社：3,000万円 ・会社以外の団体：5,000万円 木材産業分野 1億円	10年以内 （据置 3年以内）		無利子	保証人 1～3人 担保 不要 信用保証 不要	随時	島根県 隠岐支庁農林局 東部農林振興センター 西部農林振興センター の林業関係金融担当課
木材産業等高度化推進資金	森林所有者、森林組合、素材生産業を営む者、木材製造業を営む者、市場開設者等で合理化計画等の認定者	運転資金	合理化計画認定による貸付 1億（特認2・4・5億円）、3億円 林業経営改善計画 5千万円（特認1億5千万円） ※借入資金の種類による	短期貸付	1年以内口	1.30～1.60%	県指定金融機関の定めるところによる	随時 ※貸付を受けようとする年度の前年度以前に、知事による合理化計画又は林業経営改善計画の認定が必要です。そして前年度の1月までに県へ需要見込額の報告をし、その後、県指定金融機関へ借入手続きを行います。	県指定金融機関 （農林中央金庫、商工組合中央金庫、山陰合同銀行、島根中央信用金庫）  ※事前に下記相談先へお問い合わせください。 島根県 隠岐支庁農林局 東部農林振興センター 西部農林振興センター の林業関係金融担当課
				長期貸付	5年以内（据置 1年以内）	1.00～1.30%			
林業就業促進資金	新たに林業に就業しようとする林業後継者又は就業予定者、知事の認定を受けている事業主	研修資金	5・4・12・15万円/月	就業予定者の場合：20年以内 （据置 4年以内） 認定事業者の場合：13年以内 （据置 4年以内） ※償還免除制度有り（島根県単独）		無利子	島根県林業公社の定めるところによる	随時	社団法人島根県林業公社 林業労働力確保支援センター
		準備資金	120・150万円/人						

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（水産関係）

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度		償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）	
1	操船作業省力化機器等設置資金		自動操だ装置の設置費用	500万円	1台100万円	7年以内 （据置期間1年以内）	無利息				
			遠隔操縦装置の設置費用		1台50万円						
			レーダーの設置費用		1台180万円						
			サイドスラスタ		1台400万円						
			自動航跡記録装置の設置費用		1台120万円						
			GPS受信機の設置費用		1台130万円						
	2		漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機の設置費用	500万円	1件500万円	7年以内 （据置期間1年以内）				無利息
				ラインホーラー等の揚縄機の設置費用		1台120万円					
				ネットホーラー等の揚網機の設置費用		1台120万円					
				巻取りウインチの設置費用		1セット500万円					
				放電式集魚灯の設置費用		1セット200万円					
				漁業用クレーンの設置費用		1台400万円					
				漁獲物等処理装置の設置費用		1台500万円					
				海水冷却装置の設置費用		1台180万円					
				海水殺菌装置		1台300万円					
				漁業用ソナーの設置費用		1台500万円					
				カラー魚群探知機の設置費用		1台150万円					
				潮流計		1台500万円					
	3		補機関等駆動機器等設置資金	補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）の設置費用	500万円	1台400万円	7年以内 （据置期間1年以内）				無利息
				油圧装置の設置費用		1台500万円					
4	燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関の設置費用	2,500万円	1台2,400万円	7年以内 （据置期間1年以内）	無利息					
		定速装置の設置費用		1台120万円							
		発行ダイオード式集魚灯		1セット1,300万円							
5	新養殖技術導入資金	養殖施設の設置費用	400万円		4年以内 （据置期間2年以内）	無利息					
		種苗の購入費用又は生産費用									
		餌料の購入費用									

経営等改善資金

6	資源管理型漁業推進資金
7	環境対応型養殖業推進資金
8	乗組員安全機器等設置資金
9	救命消防設備購入資金
10	漁船転覆防止機器等設置資金
11	漁船衝突防止機器等購入等資金

沿岸漁業従事者等

ア 資源管理据置を行うのに必要な漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等	1,200万円		10年以内 (据置期間3年以内)	無利息
イ 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等				
ウ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設				
ア 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用	2,000万円(漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあっては、1,200万円)		10年以内 (据置期間3年以内)	無利息
イ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす・自動網いけす洗浄機・附着物駆除用生物培養器等				
ウ ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料等				
転落防止用手すりの設置費用	150万円		5年以内 (据置期間1年以内)	無利息
安全カバー装置の設置費用				
揚網機安全装置の設置費用				
救命胴衣の購入費用	130万円		2年以内	無利息
消火器の購入費用				
イーパブの購入費用				
小型漁船緊急連絡装置				
レーダートランスポンダの購入費用				
漁獲物の横移動防止装置の設置費用	150万円		5年以内 (据置期間1年以内)	無利息
甲板下の魚そうの設置費用				
レーダー反射器の購入又は設置費用	120万円		5年以内	無利息
無線電話の設置費用				

お問い合わせ先  
 島根県農林水産部水産課  
 0852-22-6293  
 島根県隠岐支庁水産局  
 08512-2-9668  
 島根県松江水産事務所  
 0852-32-5703  
 島根県浜田水産事務所  
 0855-29-5634

沿岸漁業改善資金

	12 漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識（灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ）の購入費用	個人70万円 団体・会社130万円	5年以内	無利息
	13 特認資金		知事が別に定める額	5年以内 （据置期間1年以内）	無利息
生活改善資金	1 生活合理化設備資金	し尿浄化装置又は改良便そのの設置に必要な資材の購入費用	1件30万円	3年以内	無利息
		自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用	1件10万円	2年以内	無利息
		太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	1件10万円		無利息
	2 住居利用方式改善資金	居室（居間、寝室、子供室等）の改造費用	150万円	7年以内	無利息
		炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用			無利息
		衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用			無利息
		家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用			無利息
	3 婦人・高齢者活動資金	機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用	沿岸漁業の従事者の組織する 団体1につき80万円	3年以内	無利息
		機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）			無利息
	青年漁業者等養成確保資金	1 研修教育資金	国内研修（旅費、教材費、授業料、視察費等）の受講費用	1人につき180万円。ただし、月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12月を最大とする。	5年以内 （据置期間1年）
国外研修（旅費、教材費、授業料、視察費等）の受講費用			1人につき100万円	5年以内 （据置期間1年）	無利息
2 高度経営技術習得資金		パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置等	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	5年以内	無利息
3 漁業経営開始資金		漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等、沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円（ただし、中核的漁業者協業体は5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円）	10年以内 （据置期間3年以内）	無利息

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度		償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
				漁業者	漁協等					
漁業近代化資金	1号資金 （漁船）	総トン数 20トン未満の漁船	漁船 ・建造、取得 ・改造……船体、機関換装、発電機、無線機、魚群探知機、ロラン、GPS、方向探知機、レーダー、油圧装置等 （注）特別の理由がある場合において、農林水産大臣が漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき130トンを超える総トン数を定めたときは、その総トン数である。			20年以内 （船体以外10年以内） （据置期間3年以内）	0.1%			お問い合わせ先 島根県農林水産部水産課 0852-22-6293 漁業協同組合JFしまね信用部 0852-21-0002
	総トン数 20トン以上 130トン未満の漁船						0.15%			
	2号資金 （漁船漁具・保管修理施設等）		○漁船漁具保管修理施設 ○漁業用資材保管施設○漁船用油供給施設 ○養殖池 ○蓄養池 ○水産種苗生産施設 ○養殖用作業舎 ○水産物処理施設○水産物保蔵施設 ○水産物加工施設 ○製氷冷凍施設 ○水産物等運搬施設 ○水産物販売施設 ○漁業用通信施設（建物・構築物に必要な付帯施設（電気、用排水、上下水道等）及び必要最小限の敷地取得費を事業費に含めることができる。6号及び7号も同様。）	○20トン以上漁船資金借受者 …3億6千万円 ○水産養殖業者（法人） …1億8千万円 ○2以上の複合経営 …1億5千万円 ○上記以外の生産組合漁業法人・水産加工業者、個人のうち20トン未満漁船資金借受者・水産養殖業者（個人） …9千万円 ○上記以外の個人 …1千8百万円 ○農林水産大臣が承認した場合はその承認額 ○初度的経営資金 ……1千5百万円 ○漁村給排水施設資金、特定の漁業近代化資金借受者	12億円	○農林水産大臣が承認した場合はその承認額	15年以内 （漁協等20年以内） （据置期間3年以内）	0.1%		
	3号資金 （漁場改良造成用機具等）		○漁場改良造成用機具 ○漁船用油供給用機具○水産種苗生産用機具 ○養殖用えさ調整供給用機具○養殖用肥料薬剤施用機具 ○養殖水産物収穫用機具○水産物等運搬用機具 ○生産・経営管理情報処理用機具			7年以内 （漁協等10年以内） （据置期間2年以内）	0.1%			
4号資金 （漁具等）		○漁具 ○養殖いかだ ○はえなわ式養殖施設 ○仕切網養殖施設 ○ひび建養殖施設 ○浮流し式のり養殖施設 ○小割り式養殖施設			5年以内 （定置網10年以内） （据置期間2年以内）	0.1%				

<p>5号資金 (水産動植物の種苗の購入又は育成)</p>	<p>① 養殖用種苗の購入・育成資金 ○1年以上の期間育成するぶり、うなぎ、たい、いしだい、あじ、さけ、こい、テラピア、ふぐ、ひらめ、すずき、かさご、めばる、にべ、はた、とうごろいわし、どじょう、さば、すぎ、くるまえび、いわがに、真珠、真珠貝、かき、ほたてがい、ひおうぎがい、あわび、あかがい、あさり、すっぽん、ほや、うに、こんぶ ② 放流用種苗の購入・育成資金 ○生育期間が1年以上のたい、ひらめ、わたりがに、くるまえび、いわがに、ほたてがい、あわび、とこぶし、あかがい、あさり、はまぐり、うに</p>	<p>同 漁加具並旧七資金 ……1千2百万円 ○漁家民宿施設資金 ……4千万円 ○特定の漁家住宅資金 ……1千8百万円 ※融資率…事業費の80%</p>	<p>5年以内 (据置期間2年以内、農林水産大臣が指定するものにあつては3年以内)</p>	<p>0.1%</p>		
<p>6号資金 (漁村環境整備施設)</p>	<p>○漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む) ○漁船船員臨時宿泊施設 ○漁業者研修施設 ○集会施設 ○託児施設 ○診療施設 ○水道施設 ○ガス供給施設 ○下水道施設 ○地域休養施設 ○漁村広場施設 ○漁村センター○生活安全保護施設 ○連絡道 ○廃棄物処理施設</p>		<p>20年以内 (据置期間3年以内)</p>	<p>0.1%</p>		
<p>7号資金 (農林水産大臣特認)</p>	<p>1～6号以外で農林水産大臣が指定する資金 ○漁場改良造成施設 ○漁協等が共同利用に供する船舶 ○水産物処理加工公害防止施設 ○海浜等環境活用施設 ○漁村給排水施設 ○特定の漁家住宅資金○初度的経営資金 ○漁協経営強化機器整備 ○密漁監視施設 ○水産業労働力確保施設</p>		<p>・12年以内(据置期間2年、漁協等3年以内) ・15年以内(漁村給排水施設、特定漁家住宅等、据置期間3年以内) ・5年以内(初度的経営資金、据置期間2年以内)</p>	<p>0.1%</p>		

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所（窓口官公庁）
漁業経営維持安定資金	<p>ア 漁家経営 整理対象債務を有し、本資金の融資を受けることにより経営の再建が可能であると認められる者</p> <p>イ 企業経営 以下のいずれかに該当する者 (ア)直近の事業年度を含め原則として3ヶ年（特認2ヶ年）の漁業収支に通算して損失が生じている者。 (イ)直近の事業年度の末日現在において以下の条件を満たす者 自己資本不足比率＝{固定資産額－（固定負債額＋自己資本額）}／固定資産額 ≥ 0.1</p>	固定化債務の整理	<p>(1) 漁船漁業を主として営む者：使用する漁船の合計総トン数により400万円～4000万円</p> <p>(2) 養殖業を主として営む者：400万円</p> <p>(3) 定置漁業を主として営む者：大型定置800万円、小型定置400万円</p>	<p>10年以内（特認15年以内） （据置期間3年以内）</p> <p>※償還方法：元金均等半年賦</p>	0.1%			お問い合わせ先 島根県農林水産部水産課 0852-22-6293 漁業協同組合JFしまね信用部 0852-21-0002

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所（窓口官公庁）
漁業活性化資金	組合及び漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	2千万円	1年以内 ※償還方法…融資機関の定めるところによる	1.6%			お問い合わせ先 島根県農林水産部水産課 0852-22-6293 漁業協同組合JFしまね信用部 0852-21-0002
基幹漁業経営安定化資金	まき網漁業又は沖合底びき網漁業を営む漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	1億円	1年以内 ※償還方法…融資機関の定めるところによる	1.2%			
新規漁業着業支援運転資金	<p>漁業を営み又は営もうとする者で、新たに漁船の建造（購入）を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすもの（特認あり）</p> <p>ア 20歳以上50歳未満の個人</p> <p>イ 団体に、構成員の1/3以上が20歳以上50歳未満の個人であるもの</p> <p>ウ 漁業生産組合で、常勤役員及び当該漁業生産組合の営む事業に常時従事する者の1/3以上が50歳未満であるもの</p> <p>エ 法人で、常勤役員及びその常時使用する従事者の1/3以上が50歳未満であるもの</p>	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	2千万円	5年以内 ※償還方法…元金均等半年賦	2.15%			
長期漁船建造資金（20年資金）	<p>常時2名以上が乗船して操業するために9トン以上の船舶を建造する漁業者であって、以下の条件を満たす者</p> <p>漁船の建造に要する経費の額＋{（使用する漁船の合計総トン数（運搬船は19トンが上限））－（漁船建造の対象となる漁船のトン数）}×800万円 &gt; 直近3年間（3事業年度）における水揚げ金額の平均×2</p>	漁船の建造に要する経費	4億円	20年以内 ※償還方法…元金均等半年賦	1.2%			

災害・経済変動等 対応資金	漁業者	その都度知事が定める		
------------------	-----	------------	--	--

<漁業振興資金に関するQ & A>

(Q 1) 漁業活性化資金、基幹漁業経営安定化資金及び新規漁業着業支援運転資金の資金使途は具体的には何ですか？

(A 1) 運転資金ですので、資金目的が耐用年数1年以上の有形固定資産の購入、改良、改築等のため以外のもので、操業に必要な経費の支払いのためであれば何にでも使えます。ただし、一般の生活資金としての利用は認められません。

(Q 2) 漁業近代化資金は融資率が80%となっていますが、長期漁船建造資金は融資率はいくらでしょうか？

(A 2) 融資率は100%です。ただし、基金協会の保証を受ける場合は、事業費の80%しか保証を受けられませんので注意してください。

(Q 3) 長期漁船建造資金は、漁業近代化資金とどのように使い分ければよいのですか？

(A 3) まずは原則として漁業近代化資金を利用することを検討してください。しかしながら、漁業経営や地域経済の振興上、特に必要があると認められ、融資を受けようとする漁業者も事業継続に対する意欲があると認められる場合にのみ本資金を活用してください。



平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・ 島根県商工会議所連合会

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
マル経資金 （小規模事業者経営改善資金）	小規模事業者	運転資金 設備資金	2,000万円以内	運転：7年以内 設備：10年以内	1.3%（5月18日時点）	不要	随時	各商工会議所

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・しまね産業振興財団

名称	融資（助成）対象者		資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	グループ企業	助成対象期間	業種	助成率	申込期日	特筆事項	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
	みなし大企業	県外本社									
設備貸与制度	△	△	県内中小企業者の創業、経営基盤の強化、経営の革新及び公害の防止に必要な機械・設備を財団が購入し、長期・低利で貸与する割賦販売制度。	設備費100万円～1億円	—	原則7年以内返済	概ね全業種	[割賦損料] 1.9%（一般） 1.75%（特利）	随時	・割賦料の返済及び損料の支払が必要 ・保証金（貸与額5%）は前納	経営支援課 0852-60-5115
国際規格認証取得促進助成事業	×	○	I S Oシリーズ等の認証取得に係る経費を助成。	100万円	セクター規格認証の場合200万円以内	交付決定後1年間	製造業・情報サービス業	1/2以内	随時		経営支援課 0852-60-5115
ものづくりアドバイザー派遣事業 （専門家派遣事業）	○	○	県内中小ものづくり産業企業の様々な課題解決に向けた取組に対し専門家を派遣。	年24時間以内（6回以内）／社	構成企業個別への派遣のほかに年6回以内（1回8時間以内）	平成29年3月末	ものづくり産業企業	—	第1回：平成28年4月～8月中旬 ※予算が達した段階で終了 第2回：平成28年8月中旬～予定		経営支援課 0852-60-5115
島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金	○	○	海外販路開拓、海外小会社設立、海外展開人材確保、現地技術者育成等海外ビジネス展開に係る各種経費を助成	海外販路開拓：100万円 海外進出計画策定：300万円 グローバル人材確保：150万円 海外拠点ローカル技術者育成：100万円	—	交付決定後1年間	製造業（但し、飲食品及び工芸品を製造するものを除く）	1/2以内	第1回：4/15～5/13 その後は随時予定		販路支援課 0852-60-5114
革新型研究開発助成事業	○	○	県内企業等による新製品又は新技術の研究及び、開発等を促進させるために助成。	企業：100～500万円 先端技術イノベーション企業：100～1,000万円 （産学連携研究費300万円上乗せ）	1グループにつき100～1,000万円 （産学連携研究費500万円上乗せ）	交付決定後2年間	製造業分野	1/2以内	平成28年7月中旬		新事業支援課 0852-60-5112
取引拡大型試作開発助成事業	○	○	新たな事業分野への挑戦や新規受注開拓に向けた試作開発を助成。	100万円以内	1グループにつき200万円以内	交付決定後1年間	製造業分野	1/2以内	平成28年6月下旬		新事業支援課 0852-60-5112
特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業	○	○	特殊鋼関連企業との取引拡大や成長分野への進出に向けた新製品の開発又は試作等への助成。	県内取引拡大型：100万円 成長分野進出型：500万円 連携型：750万円 特認事業：1,000万円	—	交付決定後1年間	特殊鋼関連企業	1/2以内	平成28年8月上旬		新事業支援課 0852-60-5112

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・しまね産業振興財団

名称	融資（助成）対象者		資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	グループ企業	助成対象期間	業種	助成率	申込期日	特筆事項	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
	みなし大企業	県外本社									
戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業	○	○	県内外の優れた技術力を有する企業と関係構築を深めるための従業員派遣、技術者受入、研究者派遣（共同研究）に要する経費を助成。	200万円	—	交付決定日以降の事業開始日から1年間	製造業分野	1/2以内	随時		販路支援課 0852-60-5114
中小企業外国出願支援事業	×	△	外国出願を行おうとする中小企業に対して、出願するために必要な翻訳費、外国出願料の一部を助成。	(一案件) 特許：150万円 実用新案・意匠・商標：60万円 冒認対策商標：30万円 (複数案件) 1社300万円まで	—	平成29年3月末	全業種	1/2以内	平成28年5月上旬～12月末	国事業	新事業支援課 0852-60-5112
専門展示会出展助成事業	○	○	県外で開催される専門展示会や見本市に出展する場合に必要な経費の一部を助成。	30万円	90万円以内	平成29年3月末	環境、福祉、住環境および機械金属等	1/2以内	随時		販路支援課 0852-60-5114
販売力の強化 専門展示会出展事業	○	○	専門展示会に島根県ブースとして出展。	—	—	—	環境展 機械要素技術展 関西機械要素技術展 名古屋機械要素技術展	—	関西機械要素技術展 4月中旬～5月中旬 名古屋機械要素技術展 10月下旬～11月下旬 ※今年度「環境展・機械要素技術展」出展分は公募終了(H28.1月実施)	次年度出展については未定 出展負担金：新規7万円、継続15万円	販路支援課 0852-60-5114
情報産業の強化 開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援助成金	○	○	自社で開発したソフトウェア製品等の販路を拡大するため、県外市場での新規顧客開拓等を目指す取り組みの助成。	150万円	—	交付決定後最大1年間	IT企業等	1/2以内	平成28年4月 (以降、随時募集予定)		ITOC 0852-61-2225
情報産業の強化 IT活用サービス創出シード支援助成金	○	○	県内のIT企業及びIT企業以外の事業者が、ITOCの技術支援を受けて高度な情報通信技術を活用し、新たな商品・サービスを創出する取り組みを助成。	助成段階に応じて 50～500万円	—	助成段階に応じて 3ヶ月～6ヶ月	IT企業等	1/2以内	平成28年5月中旬		ITOC 0852-61-2225

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・商工中金

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
独自のセーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業績悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復し、発展が見込まれる中小企業の皆様	中長期的な経営基盤の強化に必要な長期運転資金、社会的要因等により企業維持上緊急に必要とする設備資金	特に定めず	(設) 15年以内(1年以内) (例外: 15年(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 8年(2年以内))	商工中金所定の利率			
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業の皆様	金融機関との取引状況の変化に伴い、必要とする長期運転資金、企業維持上緊急に必要とする設備資金		(設) 15年以内(1年以内) (例外: 15年(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 8年(2年以内))				
	取引企業倒産対応資金	取引先企業の倒産により、経営に困難を生じている中小企業の皆様	取引先企業の倒産に伴い緊急に必要とする長期運転資金(一部用途においては設備資金も対象です)		(設) 15年以内(1年以内) (例外: 15年(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 8年(2年以内))				
事業再生支援貸付	事業再生緊急支援資金	法的再生手続き開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で当金庫と貸出取引のある事業者の皆様	短期運転資金 (手形貸付、手形割引)	特に定めず	(運) 1年未満	商工中金所定の利率 (担保) 短期運転資金: 商業手形又は売掛金の担保提供が必要です。 長期運転資金: 原則として必要です。 設備資金: 融資対象物件を含め原則として必要です。			商工中金松江支店
	事業再生安定化支援資金	・法的再生手続きの認可決定から手続終了までの再生事業者の皆様 ・私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者の皆様	・短期運転資金(含手形割引) ・事業再生に必要な設備資金 ・再生計画の履行に必要な長期運転資金 ・再生手続終結資金		(運) 10年以内(2年以内) (設) 15年以内(2年以内)				
	事業再生促進支援資金	再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継する事業者の皆様	事業に必要な設備資金(買取資金)		(設) 15年以内(2年以内)				
新事業育成資金		技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業の皆様	新たな事業を行うために必要な設備資金、長期運転資金		(設) 15年以内(5年以内) (運) 7年以内(2年以内)				

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・商工中金

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
新事業活動促進資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営革新計画の承認を受けた中小企業の皆様</li> <li>・経営向上計画について当金庫より承認を受けた中小企業の皆様</li> <li>・産業活力再生特別据置法に基づき経営資源再活用計画の認定を受けた中小企業の皆様</li> <li>・中小企業新事業活動促進法に基づく特定業種に属する、又は、同法に基づく経営基盤強化計画に従って事業を行う中小企業の皆様</li> <li>・新連携計画の承認を受けた中小企業の皆様</li> <li>・第二創業（経営多角化、事業転換）を図る中小企業の皆様</li> </ul>	経営革新、経営の向上、経営資源再活用事業、経営基盤強化、新連携計画に係わる事業、第二創業のために必要な設備資金、長期運転資金	特に定めず	(設) 15年以内(2年以内) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 7年以内(3年以内))	商工中金所定の利率			
IT活用促進資金	情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う中小企業の皆様	情報関連機器等の設備を取得するために必要となる設備資金、長期運転資金	商工中金所定の限度額	(設) 15年以内(2年以内) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 7年以内(1年以内))	商工中金所定の利率			商工中金松江支店
海外展開資金	業種、売上等一定の要件を満たし、海外展開を行う中小企業の皆様	海外直接投資を行う為に必要とする設備資金		(設) 15年以内(2年以内)				
雇用促進資金	事業の拡大等により、当該事業所全体で新たに原則2人以上の人材確保が見込まれる中小企業の皆様	事業拡大等の為の設備資金、長期運転資金		(設) 15年以内(2年以内) (運) 5年以内(2年以内) (例外7年以内(2年以内))				
省エネルギー促進無担保貸出制度	(財)省エネルギーセンター、地公体、ESCO事業者等の省エネ診断等に基づく省エネ投資を行う事業者の皆様 債務超過でないこと、延滞していないこと、投資効果が見込まれる等種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる場合にご融資を行います	省エネ診断等に基づく省エネ関連設備資金及びこれに係わる長期・短期運転資金(除手形割引)		設備・長期運転 5年以内(6ヶ月) 短期運転 1年未満				
環境配慮型経営支援貸付	環境配慮型経営にかかる第三者認証(ISO14000、エコアクション21、グリーン経営認証等)を取得した事業者の皆様	環境配慮に必要な設備資金		(設) ・10年固定貸出: 10年以内(3年以内) ・変動貸出(当初10年固定型): 20年以内(3年以内)				
再チャレンジ支援貸付	過去に事業に失敗した経歴のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジするため新たに開業する事業者または開業後概ね5年以内の事業者の皆様	事業立ち上げに再チャレンジするために必要とする設備資金、長期・短期運転資金(含手形割引)	特に定めず	(運) 7年以内(1年以内) (設) 15年以内(3年以内)				

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・商工中金

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金） 限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
災害復旧資金	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者	既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期）		(運) 10年以内 (3年以内) (設) 20年以内 (3年以内)				

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・日本政策金融公庫 中小企業事業

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
新企業育成貸付	中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導や助言を受け、経営力の強化を図る方	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円）	（設）20年（据置2年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率①	取扱期間 平成29年 3月31日 まで	直接貸付 （株）日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	再挑戦支援資金 （再チャレンジ支援融資）	再チャレンジする起業家の方		直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円）	（設）20年（据置2年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率①③		
	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方		直接貸付 6億円	（設）20年（据置5年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率③（上限3%）		
	女性、若者/シニア起業家支援資金	女性、若年者（30歳未満）又は高齢者（55歳以上）であって、新規開業して概ね7年以内の方		直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年（据置2年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率①③		
	新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方		直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年（据置2年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率①②③		
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	経営の近代化、合理化やものづくり基盤技術の高度化を進める方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年（据置2年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率①②③	取扱期間 平成29年 3月31日 まで	直接貸付 （株）日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	IT活用促進資金	情報化投資を行う方			（設）20年（据置2年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率①②③		
	地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」や「事業高度化計画」の承認を受けた方など			（設）20年（据置2年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率①②③		
	中小企業会計活用強化資金	「中小企業の会計に関する基本要領」や「中小企業の会計に関する指針」を適用している方など			（設）20年（据置2年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率①		
	海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方			（設）20年（据置3年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率①②③ （上限3%） 基準利率（上限3%）		
	事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など			直接貸付 7億2千万円	（設）20年（据置3年）以内 （運）7年（据置2年）以内		
対環境・エネルギー	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や、省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年（据置2年）以内 （運）7年（据置2年）以内	特別利率①②③ 特省エネ利率B 基準利率-0.65%	取扱期間 平成29年 3月31日 まで	直接貸付 （株）日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	社会環境対応施設整備資金	災害発生に備えて防災に資する施設などを整備する方						

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円	(設) 15年(据置3年)以内 (運) 8年(据置3年)以内	基準利率 (長期運転資金に限り、上限3%) 長期運転資金に限り、一定の要件に該当する場合は利率の控除(0.2%)の適用可能	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方		直接貸付 3億円(別枠)	(設) 15年(据置3年)以内 (運) 8年(据置3年)以内	基準利率	
	取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	運転資金	直接貸付・代理貸付 1億5千万円	(運) 8年(据置3年)以内	基準利率	
企業再生貸付	企業再建資金	経営改善や経営再建などに取り組む方	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円	(設) 20年(据置2年)以内 (運) 15年(据置2年)以内	基準利率(上限3.5%) 特別利率①(上限3.5%) 特別利率③(上限3.5%)	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
企業再生貸付	事業再生支援資金	〈アーリーDIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方 〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	〈アーリーDIP〉 1年(据置1年以内) 〈レイターDIP〉 (設) 10年(据置2年)以内 (運) 5年(据置2年)以内	〈アーリーDIP〉 基準利率+2.5%(上限3.5%) 〈レイターDIP〉 基準利率+1.	

(注) 適用利率は信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて所定の利率が適用されます。



平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・日本政策金融公庫 国民生活事業

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
普通貸付	ほとんどの業種の中小企業の法人及び個人（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方は除く）	設備・運転資金  設備資金 （業種・品種の転換、大型店進出などに伴う店舗・工場移転等を図る設備資金）	4,800万円以内  特定設備資金（別枠）7,200万円以内	（運）5年以内（特に必要な場合は7年以内） 据置6ヶ月以内（特に必要な場合は1年以内） （設）10年以内（据置2年以内）  20年以内（据置2年以内）	基準利率	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業
経営改善貸付 （無担保・無保証人）	商工会議所会頭、商工会会長又は県商工会連合会会長の推薦を受けた常時使用する従業員が商業、サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の方	設備・運転資金	2,000万円以内	運転7年以内（据置期間1年以内を含む） 設備10年以内（据置期間2年以内を含む）	特別利率F	不 要		商工会議所 商工会 商工会連合会
経営発達支援資金	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受けた方		7,200万円以内（うち運転資金4,800万円）	運転8年以内（据置期間2年以内） 設備20年以内（据置期間2年以内）	特別利率A,U	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。		
生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方。 （飲食店、喫茶店、食肉・食鳥肉販売、氷雪販売、理容、美容、興行場、旅館、浴場、クリーニング）	衛生設備、近代化設備、店舗、従業員宿舎、独立開業（のれんわけ）などのために必要とする設備資金及び振興計画のための運転資金、設備資金	（一般貸付） 7,200万円～4億8,000万円（業種により異なります。）  （振興事業貸付） 振興計画のための運転資金 5,700万円以内  （振興事業貸付） 振興計画の為の設備資金 1億5,000万円以内～7億2,000万円以内（業種により異なります。）	13年以内 据置 1年以内  7年以内 据置 2年以内  18年以内（特別な場合これを超えることもできます。） 据置 2年以内	基準利率 特別利率A,B,C	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。		日本政策金融公庫国民生活事業又は各生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センター
生活衛生改善貸付 （無担保・無保証人）	生活衛生関係の業種を営み生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた常時使用する従業員が5人以下の方	設備・運転資金	2,000万円以内	（設）10年以内（据置2年以内を含む） （運）7年以内（据置1年以内を含む）	特別利率F	不 要		各生活衛生同業組合
生活衛生セーフティネット貸付	I 経営環境変化資金 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金	振興事業貸付の運転資金とは別枠で5,700万円	8年以内 （据置3年以内）	基準利率 特別利率R	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。		日本生活金融公庫国民生活事業又は生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センター

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・日本政策金融公庫 国民生活事業

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
		II 金融環境変化資金	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、取引金融機関の経営破綻などにより、資金繰りに困難を来している方		別枠4,000万円				
まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度		「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に貢献する方	各融資制度に定める設備・運転資金	各融資制度に定める設備・運転資金	各融資制度に定める返済期間以内	各融資制度に定める利率から0.1%引き下げます	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業
創業支援貸付利率特例制度 （創業者の方の利率を0.2%～0.3%低減する制度）		新たに事業を始める方及び事業を開始して1年以内の方	各融資制度に定める設備・運転資金	各融資制度に定める設備・運転資金	各融資制度に定める返済期間以内	各融資制度に定める利率から0.2%引き下げます。ただし女性または30歳未満の方及びUターン等により地方で創業する方は各融資制度に定める利率から0.3%引き下げます	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業
新企業育成貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	設備・運転資金	7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、B、C	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業
	女性、若者/シニア起業家資金	女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方		7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、C			
	中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の指導や助言を受け		7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、B			
	再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）	廃業歴等ある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方		7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、C			
	新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方		7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円以内）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、B、C			
セーフティネット貸付	経営環境変化資金	売上が減少するなど業績が悪化している方	設備・運転資金	4,800万円以内	（設）15年以内 （運）8年以内	基準利率 特別利率R			
	金融環境変化資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方		別枠 4,000万円以内	（設）15年以内 （運）8年以内	基準利率			
	取引企業倒産対応資金	取引企業の倒産などにより経営に困難を来している方	運転資金	別枠 3,000万円以内	（運）8年以内	基準利率			
企業再生貸付	企業再建資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方または事業を承継する方	設備・運転資金	7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円以内）	（設）20年以内 （運）15年以内	基準利率 特別利率A、C、Z			

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・日本政策金融公庫 国民生活事業

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
特別貸付	企業活力強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食店又はサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の購入、新分野進出などを行う方	設備・運転資金	7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円以内）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、B、C		
		IT資金	情報化投資を行う方		7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円以内）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、B、C		
		地域活性化・雇用促進資金	承認企業立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果の見込まれる設備投資を行う方		7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円以内）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、B、C		
		海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化に対応するため海外展開することが経営上必要であり、一定の要件を満たす方		7,200万円以内 （うち運転資金は4,800万円）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、B、C		
		ソーシャルビジネス支援資金	社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など	設備資金・運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、C		
		事業承継・集約・活性化支援資金	事業を承継する方など	設備資金・運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、B		
	食品貸付		食品関係の小売・製造小売業又は花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の購入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備・運転資金	7,200万円以内	（設）原則20年以内	基準利率 特別利率A、B、C		
	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方、または環境対応の促進を図る方	設備・運転資金	7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円以内）	（設）20年以内 （運）7年以内	基準利率 特別利率A、C		
	中小企業会計関連融資制度		普通貸付又は特別貸付の貸付対象者のうち、「中小企業の会計」を適用された方	各融資制度に定める設備・運転資金	各融資制度に定める設備・運転資金	各融資制度に定める返済期間内	各融資制度に定める利率から年0.1%引き下げます。		

平成28年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・信用保証協会

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所（窓口官公庁）
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.45～2.20%	保証人…法人 代表者のみ 個人 不要 担保…必要に応じ要	随時	取扱金融機関
当座貸越根保証	反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	2億8,000万円	2年以内 （更新可能）	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.39～1.62%	保証人…法人 代表者のみ 個人 不要 担保…原則5,000万円以下は不要 5,000万円超は要	随時	取扱金融機関
無担保当座貸越根保証「リード5000」	無担保にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	5,000万円	2年以内 （更新可能）	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.39～0.98%	保証人…法人 代表者のみ 個人 不要 担保…不要	随時 取扱期間 新規保証は平成29年 3月31日まで	取扱金融機関
事業者カードローン当座貸越根保証	カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	2,000万円	2年以内 （更新可能）	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.39～1.62%	保証人…法人 代表者のみ 個人 不要 担保…原則不要	随時	取扱金融機関
小口零細企業保証「グローブ」 （H28.5.9取扱開始）	小規模企業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方	設備資金 運転資金	1,250万円 （既存の保証付融資残高を含め1,250万円の範囲内となる新規の保証に限る）	10年以内 期日一括返済の場合は 1年以内	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.50～2.20%	保証人…法人 代表者のみ 個人 不要 担保…原則不要	随時	取扱金融機関
小口追認保証「かなえ」	小口企業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方	設備資金 運転資金	1,000万円	7年以内	貸付利率…責任共有1.80%、 責任共有外1.60% 保証料率…0.45～1.55%	保証人…法人 代表者のみ 個人 不要 担保…不要	随時 取扱期間 平成29年3月31日まで	商工会議所 商工会
完全無担保無保証人創業者支援保証「あゆみ」	事業を開始して1年未満の個人及び法人の方	設備資金 運転資金	設備 500万円 運転 300万円 運設合算 500万円	7年以内	貸付利率…1.40%以下 保証料率…0.25～1.70%	保証人…不要 担保…不要	随時 取扱期間 平成29年3月31日まで	取扱金融機関
経営力強化保証	認定経営革新等支援機関の支援を受け経営改善計画を作成された方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 設備7年以内 運転5年以内 但し、借換は10年以内	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.45～2.00%	保証人…法人 代表者のみ 個人 不要 担保…必要に応じ要	随時	取扱金融機関
事業再生計画実施関連保証 （経営改善サポート保証）	中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画に従って事業再生に取り組む方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.45～0.91%	保証人…法人 代表者のみ 個人 不要 担保…必要に応じ要	随時	取扱金融機関
特定社債保証（私募債）	一定の要件（適債基準）を備えた中小企業者が発行する社債（私募債）に対して行う保証	設備資金 運転資金	社債発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 （保証割合80%）	2年以上7年以内	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.45～1.90%	保証人…不要 担保…2億円超は原則要	随時	取扱金融機関
流動資産担保融資保証（ABL保証）	売掛債権及び棚卸資産を担保とした借入について行う保証	設備資金 運転資金	2億5,000万円 保証限度額 2億円 （保証割合80%）	1年以内	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.68%	保証人…法人 代表者のみ 個人 不要 担保…申込人の有する流動資産 （個別保証の場合は売掛債権のみ）	随時	取扱金融機関

※お問い合わせにつきましては、各担当先までお問い合わせ下さい。

平成28年度 市町村融資・助成制度一覧表

・松江市

平成28年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
中小企業制度融資信用保証料補給金	島根県中小企業制度融資のうち ①創業者支援資金 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 ④一般設備資金 ⑤経営力強化支援資金 ⑥円安等対策資金 ⑦経営改善サポート資金 の信用保証料を平成28年4月1日から平成29年3月31日までに支払った市内中小企業者（個人、法人、組合等）で市税を滞納していないもの		信用保証料の一部を助成 ①創業者支援資金 [補給対象期間] 保証期間10年以上12年以下 5年 保証期間8年以上10年未満 4年 保証期間5年以上8年未満 3年 [補給率] 2/3 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 [補給対象期間] 保証期間5年以上7年以下 3年 [補給率] 1/3 ④一般設備資金 [補給対象期間] 保証期間の1/2 [補給率] 1/3 ⑤～⑦ [補給対象期間] 保証期間の1/2 [補給率] 2/3  ①～⑦の保証料率の範囲は 責任共有制度対象外のもの 1. 1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0. 95%以下の部分  ただし、資金用途が設備の場合、 又は設備及び運転の場合は30万円を上限とする。 運転資金のみの場合は10万円を上限とする。				平成29年3月31日まで	松江市役所 本庁商工企画課
中小企業人材育成支援事業補助金	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする ①松江市内に事業所を有する中小企業者（製造業・情報通信業） ②市税を滞納していない者	人材育成計画に基づき自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣を行う事業	補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て） ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回				平成29年3月31日まで	松江市役所 まつえ産業支援センター

設備導入支援事業補助金	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>①松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。</p> <p>②市税を滞納していない者</p>	<p>工作機械等を導入する事業。なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとするが、リース・レンタルによる導入は含まないものとする</p>	<p>取得価格が80万円以上の工作機械等の取得に要する経費（以下「取得価額」という）</p> <p>取得価額の10%以内の額（1,000円未満切り捨て）とし、1年度1社あたり300万円を上限とする</p>			
パッケージデザイン作成事業補助金	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする</p> <p>①松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者</p> <p>②市税を滞納していない者</p>	<p>パッケージのデザインを新たに企画から製作まで行う事業</p> <p>ただし、松江市内に事業所等を有する者に制作を委託する場合に限る</p>	<p>補助対象経費は次に掲げるもので、消費税及び地方消費税を除く</p> <p>①企画費 ②デザイン費 ③製版費 ④産業財産権導入費</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）</p> <p>ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者における補助は1回</p>			
販路開拓支援事業補助金	<p>補助対象者は次の各号の全てに該当する者とする</p> <p>①松江市内に事業所を有する中小企業者</p> <p>②市税を滞納していない者</p>	<p>中小企業者が自社製品や自社技術の販路拡大につなげるため、県外で開催される展示会に出展する事業（物販を主たる目的とするものを除く）</p>	<p>補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）</p> <p>ただし、100万円を上限とする</p>			
地域経済活性化新製品・新技術開発支援事業費補助金 (平成27年4月1日)	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする</p> <p>①市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者</p> <p>②構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの</p>	<p>①開発スタートアップ支援事業 ア：地域や行政の課題解決につながる試作開発 イ：自社の競争力強化につながる試作開発 ウ：自社のITシステムの試作開発</p> <p>②実用化製品化支援事業</p>	<p>①開発スタートアップ支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）</p> <p>ただし、30万円下限とし、100万円を上限とする</p> <p>②実用化製品化支援事業 ア：開発スタートアップ支援事業のアに係る試作開発・・・補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切り捨て）</p> <p>ただし、500万円を上限とする</p> <p>イ：開発スタートアップ支援事業のアに係る試作開発・・・補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）</p> <p>ただし、500万円を上限とする</p>		平成29年3月31日まで	松江市役所 まつえ産業支援センター

<p>中小企業プロジェクト連携支援事業補助金</p>	<p>構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの</p>	<p>個社では解決困難な新製品・新技術開発、販路開拓、共同受発注、事業承継等の課題に対応するために取り組む研究、研修、勉強会等のプロジェクト連携事業</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切り捨て） ただし、50万円を上限とする 同一グループへの補助は、3年度を限度とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とする</p>			
<p>空き工場等活用開業・創業支援事業補助金</p>	<p>補助対象者は。次の各号の全てに該当する者とする ①賃借する空き工場等で製造業に属する事業を営む予定の中小企業者 ②市税を滞納していない者</p>	<p>中小企業者が市内の空き工場等を活用して開業・創業する事業</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て） ただし、月額8万円を上限とし、補助金の交付の対象とする期間は、補助金交付決定のあった月から、開業の場合は12月、創業の場合は24月を限度とする。</p>			
<p>研究シーズ活用企業家支援事業補助金</p>	<p>①起業準備事業 将来の法人設立登記について、本補助金申請時点で明確な計画を立て、市内に本社事務所を有する予定の者で、市税を滞納していないもの  ②経営安定化支援事業 経営安定化支援事業に対する本補助金の初回申請時点で、設立から1年以内の法人であり、市内に本社を有する中小企業者で、市税を滞納していないもの</p>	<p>①起業準備事業 島根県内の高等教育機関の持つ研究シーズを基に行う事業の立ち上げ  ②経営安定化支援事業 起業後の法人が行う事業が軌道に乗るまでの事業</p>	<p>①起業準備事業 補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て） ただし、30万円を上限とする 同一事業者への補助は1回とする  ②経営安定化支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て） ただし、100万円を上限とする 同一事業者への補助は3年度を限度とする</p>			
<p>海外向け商品開発・販売促進事業補助金</p>	<p>松江市内に事業所を有する中小企業者</p>	<p>市内事業者が行う海外市場開拓・拡大のために行う事業</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て） ただし、20万円を上限とする</p>			
<p>中小企業制度融資 信用保証料補給金  ※平成28年5月9日より取扱開始</p>	<p>島根県中小企業制度融資のうち ⑧平成28年熊本地震緊急対策資金の信用保証料を平成28年5月9日から平成29年3月31日までに支払った市内中小企業者（個人、法人、組合等）で市税を滞納していないもの</p>		<p>信用保証料の一部を助成 ⑧平成28年熊本地震緊急対策資金 [補給対象期間] 保証期間の1/2 [補給率] 2/3  ⑧の保証料率の範囲は 責任共有制度対象外のもの 1. 7%以下の部分 責任共有制度対象のもの 1. 5%以下の部分</p>		<p>平成29年3月31日まで</p>	<p>松江市役所 本庁商工企画課</p>

<p>小規模企業者支援事業補助金</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする          ①松江市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む小規模企業者          ②補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者</p>	<p>(1) 人材育成支援事業          新規受注、後継者育成、技術者養成（多能工化）等に対応する研修及び教育訓練の実施又は派遣を行う事業          (2) 設備導入支援事業          新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得及び更新並びに補修を行う事業          (3) IT化推進支援事業          新規受注、生産性の向上等に必要なソフトウェア等の導入及びウェブサイトの開設を行う事業</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切捨）とし、1年度1社当たり30万円を上限とする。</p>			
<p>ソフトウェア導入支援事業補助金</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。          (1) 松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者          (2) 市税を滞納していない者</p>	<p>ソフトウェア等を導入する事業。          なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとする。</p>	<p>補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満切捨）とする。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。</p>			
<p>現場改善活動推進支援事業補助金</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。          (1) 松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者          (2) 補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者</p>	<p>中小企業者が取り組む現場改善活動で次に掲げる事業          (1) 現場改善の基礎づくり事業          現場改善活動の効果的な実施及びその定着化のための基礎的な取組          (2) 現場改善による付加価値額向上事業          機械装置等既存設備の改造又は製造工程の見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取組</p>	<p>(1) 現場改善の基礎づくり事業          補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨）。ただし、10万円を上限とする。          (2) 現場改善による付加価値額向上事業          補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨）。ただし、30万円を上限とする。</p>			



・浜田市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
浜田市中小企業等特別融資	浜田市内の中小企業者及び漁業者	設備・運転資金	500万円	7年以内	金融機関所定利率	保証人 経営者 保障ガイドラインによる 担保 不要	随時	日本海信用金庫
浜田市中小企業協同組合合理化対策融資資金	浜田市内の中小企業等協同組合法に基づく組合及び組合員	運転資金	組合 1,500万円 組合員 1,000万円	5年以内	年3%以内	保証人 商工中金の取扱規程による 担保 商工中金の決定による		商工中金
浜田市創業者支援資金補助金	浜田市内で、島根県創業者支援資金及び日本政策金融公庫が行う国民生活事業による新規開業資金等の融資を受けて新規創業するもの	利子及び信用保証料	総額で30万円を上限に、利子及び信用保証料の当初から12ヶ月以内					浜田市 産業政策課 商工企画係
浜田市中小企業イノベーション支援事業補助金	市内に主たる事業所（住所）を有する中小企業者等	①新商品・デザイン開発事業（補助対象経費の総額が30万円以上のもの） ②特許権等取得事業 ③販路開拓事業 ④環境整備・衛生管理推進事業 ⑤プロジェクト連携・協業化支援事業	補助対象経費の1/2以内で、限度額は以下のとおり。 ①30万円 ②5万円 ③20万円 ④30万円 ⑤20万円					
浜田市商業活性化支援事業補助金	市内に主たる事業所（住所）を有する中小企業者等	①小売店等持続化支援事業 ②商業環境整備事業 ③移動販売支援事業	補助対象経費の1/2以内、家賃及び広告宣伝費は2/3（③の運営経費は除く）で、限度額は以下のとおり。 ①200万円（家賃は補助対象経費の2/3以内） ②200万円 ③200万円（運営経費については1年目10万円、2年目8万円、3年目6万円の定額）					

・出雲市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
出雲市中小企業信用保証料補助金	下記の制度融資を受けた市内中小企業者 ①島根県制度融資小規模企業育成資金 ②島根県制度融資小規模企業特別資金 ③島根県制度融資一般設備資金 ④島根県制度融資創業者支援資金 ⑤島根県制度融資経営改善長期借換資金 ⑥島根県制度融資経営力強化支援資金 ⑦島根県制度融資円安等対策資金	信用保証料	保証料の当初2年分のうち次のとおり補助 ①②0.84%以下の場合、補助率2分の1 0.84%を超える場合は、0.42%を減じた率を用いて算出した額 ③0.92%以下の場合、補助率2分の1 0.92%を超える場合は、0.46%を減じた率を用いて算出した額 ④全額補助 ⑤全額補助（上限30万円） ⑥全額補助（上限30万円） ⑦補助率2分の1（上限10万円）				随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会

・益田市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
産業創出チャレンジ支援事業	・中小企業者 ・新たに事業化に向けて取り組む個人若しくは団体	次のいずれかに該当する事業（事業費の総額は10万円以上）とする。 ①農林水産物の生産力の向上、高品質化、ブランド化を図る新たな事業 ②地域資源を活用した商品開発等を図る新たな事業 ③食をテーマとした交流産業の創出を図る新たな事業 ④企業間又は大学等の連携による新たな事業 ⑤その他市長が適当と認める事業	補助対象経費の2/3以内、限度額50万円				随時	益田市産業支援センター
商談会等出展支援事業		市内で生産加工された産品等の県外で開催される商談会、展示会、見本市、博覧会等への出展とする。ただし、販売を主な目的とした商談会等の出展は対象としない。	・対象経費の2/3以内、限度額10万円 ・1事業者年1回のみ					
地域産業リニューアル支援事業		市の支援により、首都圏等への販路拡大に取り組むため、商品デザイン等を改良する事業	補助対象経費の2/3以内、限度額50万円					

産業人材育成支援事業	中小企業者	補助となる対象となる研修活動は、次の団体等が実施する研修とする。 ①中小企業大学校の行う研修 ②公益法人が行う研修 ③大学及び専門研修機関が実施する研修 ④県が実施する研修 ⑤市が実施する研修 ⑥その他市町村が認める研修	受講に係わる旅費、受講料等の1/2 ・1人当たり5万円を限度 ・1事業者につき年間2名以内		随時	
設備貸与制度補助金	(公財)しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方式により市内に設備を設置した事業者	(公財)しまね産業振興財団に支払った保証金	当該補助経費の10/10以内(限度額50万円以内)			
成長分野産業応援資金等補助金	島根県中小企業育成振興資金融資要綱(昭和4年島根県告示第451号)第1条の2の規程による成長企業応援資金を活用する事業者	島根県信用保証協会へ法人等が支払った信用保証料(一括支払い分又は分割支払い初回分に限る。)の額	当該補助経費の10/10以内(限度額50万円以内)			
創業フォローアップ支援事業	創業3年以内の中小企業者	創業日の属する月の末日から3年以内に経営把握のため商工会議所、商工会又は税理士へ支払った経費のうち次に掲げるものとする。 ①月次記帳処理経費 ②決算書等作成経費 ③その他市長が認める経費	1事業所あたり6万円以内(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とする。			
海外市場開拓支援事業	・中小企業者 ・新たに事業化に向けて取り組む個人若しくは団体	海外市場の新規開拓・拡大を目的とし、市内で生産され、または加工された産品等を海外で開催される商談会・展示会・見本市・博覧会等に出展する事業とする。ただし、販売を主な目的とした商談会等への出展は対象としない。	対象経費の2/3以内 限度額30万円 1事業者年1回のみ			
益田市地域商業等支援事業	(1)小売店等持続化支援事業 ①中心市街地活性化枠 市内中心市街地において、日本標準産業分類大分類における小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業であって、開店又は事業承継する中小企業者又は個人 ②買い物不便地域対策枠 買い物不便地域において、食料品・日用品の小売業を開店・事業継続・事業承継する会社又は個人	中心市街地での開店及び事業承継に係る、建築費、建物取得費、改装費、家賃、広告宣伝費  買い物不便地域での開店・事業継続・事業承継に係る、建築費、建物取得費、改装費、家賃、広告宣伝費	・建築費、建物取得費、改装費については1/4以内 ・家賃、広告宣伝費については1/3以内 ・補助上限100万円(家賃については月5万円かつ12ヶ月分を上限)		随時	益田市産業支援センター

	(2) 移動販売支援事業 食料品・日用品の移動販売を行う 中小企業者、組合、商工会議所、 商工会又は個人	①車両及び設備の取得費 ※対象経費が20万円以上のもの に限る  ②移動販売の運営に要する経費 ※対象経費が20万円以上のもの に限る	①対象経費の1/4以内 上限100万円  ②補助率は定額 1年目：3万円、2年目：3万 円、3年目：3万円	/		
	(3) 商業環境整備事業 中小企業者、組合、商工会議所、 商工会、個人又は法人格を持たな い任意の団体であって組織・会計 等に関する規約を有する商店街組 織	街路灯、アーケード等、商業集積 地における顧客利便性確保等のた めの共同利用施設整備に係る支援	対象経費の1/4以内 上限100万円			
地域雇用拡大推 進事業	・新規に1名以上雇用して取り組 む創業（第2創業も含む） ・新規に1名以上雇用して取り組 む既存事業の拡大及び新分野事業 への挑戦など、既存事業の拡充	・創業及び販路開拓に必要な経費 （店舗等借入費、設備費、広告宣 伝費、その他市長が認める経費） ・事業拡大に必要な経費とする （設計費、工事監理費、建築・設 備工事費、備品・設備購入費、修 繕費、リース・レンタル費、広告 宣伝費、その他市長が認める経 費）	・当該補助対象経費の1/2以内 限度額500万円 （算出した額に千円未満の端数が ある場合は、その端数を切り捨て た額）			

・大田市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
大田市中心企業 育成資金	市内で1年以上引き続き事業を営 む中小企業者又は組合で、商工中 金の貸付対象者	運転資金	500万円以内	5年以内	年利 2.0%	商工中金の決定 による	随時	大田商工会議所
設備投資円滑化 事業	大田市内に本店又は本拠を有し、 設備貸与制度又は中小企業制度融 資、島根県信用保証協会「かな え」を利用して大田市内で設備投 資した事業者 （市税を滞納していない者に限 る） ただし、大田市円安等対策資金信 用保証料補助金との併用はできな い。	①設備貸与制度保証金助成 ②島根県中小企業制度融資（緊急 資金除く）又は島根県信用保証協 会「かなえ」の設備資金に係る信 用保証料助成	①保証金（貸与額の5%）の2/ 3以内 ②信用保証料（上限0.91%） の1/2以内 ※①②とも1事業者当たり限度額 100万円				随時	大田市役所 産業企画課

<p>メイドイン大田 創出支援事業</p>	<p>大田市内に事業所等を有する中小事業者、その他団体等（市税を滞納していない者に限る）</p>	<p>①新商品開発チャレンジ支援事業 原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費等 ②売れる商品・技術開発支援事業 取引拡大型試作開発助成金交付要綱及び革新型研究開発助成金交付要綱（しまね産業振興財団）に掲げる経費 ③産業財産権取得支援事業 出願費用、弁理士費用、書類作成費等 ④販路開拓支援・販売促進支援事業 出展料、展示装飾、出品物運搬料等 ⑤デザイン開発支援事業 デザイン委託費、デザイン購入費等 ⑥産学連携支援事業 研究に要する経費、研究に必要な旅費、宿泊費</p>	<p>①-1 市内の地域資源を使った商品開発 2/3以内、限度額20万円 ①-2 地域の特色を活かしたお土産物等の商品開発2/3以内、限度額20万円 ②取引拡大型試作開発助成金及び革新型研究開発助成金の1/3以内、限度額100万円 ③1/2以内、限度額15万円 ④2/3以内、限度額50万円 ⑤1/2以内、限度額10万円 ⑥1/2以内、限度額50万円</p>
<p>大田市セーフ ティネット資金 信用保証料補助 金</p>	<p>島根県中小企業制度融資のセーフティネット資金の融資を受けた者であって、大田市内に本店又は本拠を有する中小企業者等。（市税を滞納していない者に限る。）</p>	<p></p>	<p>信用保証料の1/2(千円未満切り捨て)</p>

<p>大田市円安等対策資金信用保証料補助金</p>	<p>①一般枠 島根県中小企業制度融資の円安等対策資金の認定を受けた者であつて、大田市内に本店又は本拠を有する者。 (市税を滞納していない者に限る) ただし、市設備投資円滑化事業補助金との併用はできない。 ②セーフティネット資金枠 上記①一般枠の補助対象者で、併せて島根県中小企業制度融資要綱第3条第5号から第7号の規定に基づき指定された市内の指定再生手続開始申立等事業者、指定事業活動制限事業者、指定地域に対して、セーフティネット資金の融資対象者としての要件を満たし融資を受けることができる者 ただし、指定期間内に補助対象となった者に限る。</p>		<p>①一般枠 信用保証料の35%相当額の2/3以内(千円未満切り捨て) 1事業者当たり30万円。 ただし、既に交付決定を行った補助金(過年度も含む。)がある場合は、その補助金額を差し引いた額とする。 ②セーフティネット資金枠 融資額に対して債権額又は月商1ヶ月分の占める割合分の信用保証料の100%相当額の1/2以内(千円未満切り捨て) 1事業者当たり100万円。</p>			
---------------------------	---	--	---	--	--	--

・安来市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
<p>安来市中小企業設備貸与制度保証金補給制度 (平成24年4月1日)</p>	<p>市内事業所</p>	<p>(公財)しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度を利用する際に支払った保証金</p>	<p>50万円(保証金の16%以内)</p>	<p>対角線</p>	<p>対角線</p>	<p>対角線</p>	<p>随時</p>	<p>安来市 商工観光課</p>
<p>安来市中小企業融資制度保証料補給金</p>	<p>市指定の制度融資を受けた市内中小企業者等 ・小規模企業育成資金(県制度) ・一般設備資金(県制度) ・円安等対策資金 ・災害対策特別資金 ・災害復旧資金</p>		<p>信用保証料の一部を助成 ・小規模企業育成資金(信用保証料の3/7を助成) ・一般設備資金(信用保証料の1/2を助成) ・円安等対策資金 ・災害対策特別資金(信用保証料の3/10を助成) ・災害復旧資金(信用保証料の1/4を助成) ※保証料分割払いの場合は、初回支払い額について上記割合を助成</p>				<p>保証料を支払った日以降 3ヶ月以内</p>	<p>安来市役所(伯太庁舎) 商工観光課</p>

・江津市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
江津市産業活性化支援事業補助金	設備貸与制度補助金	・市内に事業所を有する法人 ・市内に住所を有し、かつ事業を行う個人	（公財）しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度を利用する際に支払った保証金	50万円（対象経費の2分の1以内）	/			江津市 商工観光課
	創業支援資金等補助金		島根県中小企業制度融資要綱第2条第3号の規定による創業者支援資金又は島根県信用保証協会が実施する完全無担保保証人創業支援制度「あゆみ」を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間支払った信用保証料	20万円（対象経費の2分の1以内）				
	新規開業資金等補助金		株式会社日本政策金融公庫が行う国民生活事業による新規開業資金若しくは女性、若者/シニア起業家資金若しくは新創業融資制度による資金又は島根県信用保証協会が実施する創業者支援制度「縁」を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間に償還した利子（繰上償還に係るものを除く。）	20万円（対象経費の2分の1以内）				
江津市中小企業等競争力強化支援事業補助金	・市内の中小企業者 ・市内で新たに起業しようとする者	・新商品開発に要する経費 ・新規事業分野参入に要する経費 ・販路開拓に要する経費	50万円（対象経費の2分の1以内）					

・雲南市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
新商品開発及び販路拡大事業補助金	新商品開発支援	市内に主たる事業所を有する中小企業者等	新商品開発調査、技術開発研究、試作品の制作、先進地視察等	補助対象経費の2/3以内（上限50万円）	/			雲南市産業推進課
	商談会等出展支援	市内に主たる事業所を有する中小企業者等	新商品又は改良商品の販路拡大に向けた、県外での商談、展示会等への出展経費（ただし、一般の消費者への物販を主たる目的としたものは対象外）	補助対象経費の1/2以内（上限20万円）				
	デザイン開発支援	市内に主たる事業所を有する中小企業者等	新商品又は既存商品のパッケージデザインの開発または改良に要する経費	補助対象経費の1/2以内（上限30万円）				

支援事業補助金 中小企業プロジェクト連携支援	中小企業プロジェクト連携支援	構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの	市内の中小企業者等で構成する企業グループに対し、個社では解決困難な新製品・新技術開発、販路開拓、共同受発注等の課題に対応するための研究、研修、勉強会等に要する経費の一部を補助	補助対象経費の1/2以内（上限50万円）	/	平成28年4月15日～平成28年5月31日まで	雲南市産業推進課
空き工場活用事業補助金	空き工場活用事業	業績が安定し、公害防止について必要かつ十分な据置がなされるものであることとし、当該賃借後6月以内において工場等に係る投下固定資本総額として1,500万円以上を投資し、かつ、増加常用雇用者数が5人以上であること	雲南市内の空き工場を活用し、事業及び雇用の拡大を図り、市の産業振興に寄与する企業に対し、市内空き工場へ立地するために必要な経費の一部を助成する。	①家賃1/2以内（180万円/年 月額15万円を上限） ②初期改善費1/2以内（工事改修費、設備リース料、機械設備輸送据付費）		随時	雲南市産業推進課

・奥出雲町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
奥出雲町小規模事業者経営改善利子補給金	次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1）町内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 （2）町税を完納している者 （3）この要項の施行日以降に、奥出雲町商工会（以下、「商工会」という。）の長の推薦を受け、設備資金を目的として借り入れたマル経融資を利用した者	株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の融資を受けた者に対し、その利子の一部を補給	融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10年以内の返済額を対象とし、その支払利子額に3分の2を乗じて得た額	/				奥出雲町役場 地域振興課
奥出雲町地域商小売店等持続化支援事業	ア 一般枠 町内において、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業にかかる開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人。 イ 買い物不便対策特別枠 町内において、小売業に係る開店計画または事業継承を有する会社または個人	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、家賃、広告宣伝費	ア【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費】 補助対象経費の1/2以内 【家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の2/3以内、限度額2,000千円 （ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限） イ【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費】 補助対象経費の1/2以内 【家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の2/3以内、限度額10,000千円 （ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限）					随時



業等支援事業	移動販売支援事業	町内の食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連	ア 移動販売に必要な車両及び設備の取得費（20万円以上のものに限る） イ 移動販売の運営に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費（冬用タイヤ等）。ただし、年間経費が200万円を超えることを要件とする。	ア 補助対象経費の1/2以内 限度額 1台あたり2,000千円 イ 1年目100千円／1台 2年目80千円／1台 3年目60千円／1台					
	商業環境整備事業	町内の中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織	施設設備の設置・取得・整備に要する経費 ただし、土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、及び中小企業者又は個人単独の所有となる場合は補助対象外とする。	補助対象経費の1/2以内 限度額10,000千円					

（注）「利子補給」は、行政庁（市、町、村）が取扱金融機関等へ貸付原資の預託、貸付等を行わず、借入者が取扱金融機関等に対して利息を支払うときに一定率の利子補給金を支給する制度を表しています。

### ・美郷町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
地域商業等支援事業補助金 (H28.4.1)	町内商工業者	店舗改築、建築、備品購入						美郷町 産業振興課

### ・飯南町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
飯南町中小企業制度融資信用保証料補助金補助	飯南町に主たる事務所または住所を有する商工業者で、飯南町の町税を完納している者。（同一年度内に既に当該補助金の交付を受けた者は除く。）	設備・運転資金	島根県中小企業制度融資「円安等対策資金」及び「東日本大震災復興緊急保証制度」につき、島根県信用保証協会へ支払った信用保証料の内、36ヵ月以内の期間に相当する経費。（一括支払分または分割支払初回分に限る。）ただし、既に補助を受けた信用保証料を除く。補助対象経費の1/2以内。ただし、補助金の限度額は10万円とする				融資実行日から2ヵ月以内	飯南町 産業振興課
飯南町小規模事業者経営改善資金利子補給金	次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 町内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 (2) 町税を滞納していない者 (3) この要綱の施行日以降に、飯南町商工会（以下「商工会」という。）の長の推薦を受け、設備資金を目的としてマル経融資を利用した者	株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の融資を受けた事業者に対し、その利子の一部を補給	融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10年以内の返済額を対象とし、その支払利子額に3分の2を乗じて得た額				平成28年8月より取扱開始	飯南町産業振興課

・吉賀町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
吉賀町小規模事業者経営改善資金利子補給金	株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の運転資金の融資を受けた（平成26年4月1日から平成29年3月30日までに限る）小規模事業者のうち、町内に店舗及び事業所を有する者	株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の運転資金	補給金の限度額は年5万円とする。	補給金の年限は貸付実行の日から3年間とする（元金据え置き期間を含む。）	毎年4月1日からその翌年3月31日までの間に公庫へ支払ったマル経融資に係る約定利息（遅延延滞金は除く。）の2分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨て）		平成29年3月31日	吉賀町産業課 （吉賀町商工会を 経由して申込）
吉賀町中小企業設備貸与保証金補助金	公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度により設備整備を行う際、保証金を一括で支払い、町内に店舗及び事業所を有する中小企業者のうち町税等を滞納していない者	公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度	限度額は20万円/件とする。		支払った保証金の2分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨て）		平成29年3月31日	吉賀町産業課
吉賀町中小企業育成資金利子補給	中小企業信用保険法の適応業種を営む中小企業者で町税を滞納していない者	設備資金	融資元金が1会計年度2億円とし、累計額6億円を超えない範囲1企業者に対する対象元金限度額1千万円	貸付実行日から3年以内	年度ごとの融資残額の年4%以内で、対象者が支払う利息の1/2		平成29年3月31日	吉賀町産業課 （吉賀町商工会を 経由して申込）
吉賀町緊急信用保証料補給金	町内に事業所を有する法人及び個人事業者	経営改善長期借換資金及び経営力強化支援資金、創業者支援資金、円安等対策資金の借入を行い信用保証協会に支払う保証料の一部を助成	借入期間5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2（限度額20万円）				平成29年3月31日	吉賀町産業課 （吉賀町商工会を 経由して申込）

・津和野町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
津和野町中小企業融資利子補給金	町内に店舗又は事業所を有する中小企業者で町税等の滞納をしていない者	設備・運転・創業資金	島根県中小企業制度融資要綱及び、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金に規定する融資限度額と同額	貸付実行月から5年以内	借入利率の2分の1とし、年1.0%を超えないもの		年度内1回（3月頃）	津和野町商工会

津和野町緊急信用保証料補給金	町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者	円安等対策資金、対応資金等の指定融資	借入期間5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2（限度額30万円）		年2回程度	津和野町商工会	
津和野町個別商業包括的支援事業補助金	新商品開発支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 （町税を滞納していないこと）	新商品開発のための設備費	機械装置、工具器具等の購入費、リース料 （1/2以内、限度額30万円）		随時	津和野町商工会
	産業財産権取得支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 （町税を滞納していないこと）	特許権、実用新案、商標登録、意匠権の取得にかかる費用	出願費、弁理士費、書類作成費 （1/2以内、限度額10万円）			
	販路開拓支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 （町税を滞納していないこと）	販路開拓のための展示会・商談会の出展費	出展料、展示装飾、運送料、旅費、試食費 （1/2以内、限度額10万円）			
	デザイン開発支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 （町税を滞納していないこと）	商品のパッケージ・ネーミングの改良・開発のためのデザイン費、リーフレットのデザイン費、ホームページ作成費	デザイン委託費、コンサルタント費 （1/2以内、限度額10万円）			
	中小企業人材育成事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者及び商店会・事業者団体等 （町税を滞納していないこと）	事業の充実・拡大のための必要な技術、知識等を取得するために開催する研修費、参加する研修活動に要する経費	講師料、研修参加費、旅費 （1/2以内、限度額10万円）			
	省エネルギー機器設置促進事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 （町税を滞納していないこと）	LED照明やエアコン、冷蔵冷凍陳列ケース等店舗の省エネルギー化を促進する費用 機械・工具等省エネルギー化により生産性の向上に資する費用	機械装置、工具器具備品等の購入費、リース料 （1/2以内、限度額30万円）			
	おもてなし改築支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 （町税を滞納していないこと）	店舗の外観や看板等津和野町のイメージアップに資する費用	店舗改装、看板設置にかかる費用 （1/2以内、限度額30万円）			

	創業支援事業	・町内で、年度内に起業の予定をしている者、又は、起業の日から6ヵ月経過していない事業所。 ・産業競争力強化法第114条第2項第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けた者であること。	・家賃、設備、備品購入費、その他事業所等開設に係る経費。	1/2以内、限度額30万円。 (家賃は月額5万円かつ12月分を上限)				
津和野町商業等支援事業補助金	小売店等持続化支援事業	ア. 一般枠 町内において、開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人等。 イ. 買い物不便対策特別枠 町長が津和野町産業振興審議会の意見を聴いて指定した者等。	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、家賃、広告宣伝費	補助対象経費の1/2以内(ただし家賃及び広告宣伝費については2/3以内) ア 200万円 イ 100万円			随時	津和野町商工観光課
	移動販売支援事業	町内の食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会、又は個人	①移動販売に必要な車両及び設備の所得費(20万円以上のものに限る) ②移動販売の運営に要する次の経費 ア 燃料費 イ 車検費用 ウ 修理費 エ 備品購入費(冬用タイヤ等) ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。	①助成対象経費の1/2以内 ②次の金額以内 1年目 100千円/1台 2年目 80千円/1台 3年目 60千円/1台				
	商業環境整備事業	町内の中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	補助対象経費の1/2以内				

・ 邑南町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
邑南町商店街共同駐車場舗装事業補助金	・売場面積の2倍を上限 ・3店舗以上による共同駐車場に限る (協同店舗含む)	舗装工事、区画線、舗装付帯工事費の補助	2分の1				随時	邑南町役場 商工観光課
邑南町創業支援事業補助金	・原則として中小企業制度資金(町内各金融機関の融資資金は年利3%まで。その他は県中小企業制度融資規定を準用) ・運転資金は総事業費の20%まで (創業後6ヶ月以内に借り入れること) ・保証料は対象外	融資資金の借入返済利息の補助	・返済利息月額60ヶ月分相当額 ・100万円~500万円まで					

邑南町商工業振興事業補助金	・事業費が500万円以上であること ①新規雇用が2人以上 ②中小企業高度化資金採択の事業主	事業所新築・増築・改築、備品費補助	①雇用人数により30～500万円 ②貸付対象額の10分の1以内
邑南町地域商業等支援事業補助金	小売店等持続化支援事業	①一般枠 小売業・飲食サービス業、生活関連サービス業または娯楽業にかかる開店計画または事業計画を有する中小企業者または個人の継承 ②買い物不便対策特別枠 小売業に係る開店計画または事業承継を有する会社または個人	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、広告宣伝費等及び家賃 ①改装費・建物取得費等（ハード） 補助対象経費の2分の1以内（限度額200万円） 家賃（補助対象経費の2/3） 月額10万円かつ12か月上限額 ②改装費・建物取得費等（ハード） 補助対象経費の2分の1以内（限度額1,000万円） 家賃（補助対象経費の2/3） 月額10万円かつ12か月上限額
	移動販売支援事業	食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会または個人	①移動販売に必要な車両及び設備費の取得費 ②運営に必要な経費（燃料、車検費用、修繕等） ①補助対象経費の2分の1以内（限度額200万円） ②定額 1年目：10万/1台 2年目：8万/1台 3年目：6万/1台
	商業環境整備事業	土地の所有・使用・造成・補償に要する経費及び中小企業者または個人単独の所有となる場合は補助対象外	施設整備の設置・取得・整備に関する経費
邑南町農林商工等チャレンジ支援事業補助金	新商品開発・デザイン	商品開発等に係る補助対象経費の総額が10万円以上のものに限る	専門家謝金・旅費、研究開発費、委託費、デザイン購入費等 補助対象経費の2分の1以内（限度額20万円）
	産業財産権取得等事業	特許権、実用新案、商標登録及び意匠権の取得並びに町長が認める制度の出願・申請費用、弁護士費用、先行技術調査費等	補助対象経費の2分の1以内（限度額5万円）
	販路開拓事業	旅費、産業市等への出展費用、印刷製本費、インターネット通信販売に係る出店費用等	補助対象経費の2分の1以内（補助限度額10万円）

切金	中小企業組織化促進事業	事業の共同化または協業化を目指すものに限る	専門家謝金・旅費、登記費用等	補助対象経費の2分の1以内（限度額20万円）				
	スタートアップ事業	中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関の指導を受け、事業計画策定から実行までの支援を受けることが確実な者	専門家謝金・旅費、設計費、設備費、工事費等	補助対象経費の3分の1以内（限度額50万円）				

・川本町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
企業立地支援緊急貸付事業 (H28.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に事業所を新設または増設し、初期投資が見込める企業であること。</li> <li>・雇用期間の定めのない1名以上の本町在住の新規雇用者があること。</li> <li>・営利を目的とし、長期健全経営が見込まれ貸付金の返済が可能であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①用地取得費</li> <li>②建物取得費</li> <li>③設備投資費</li> <li>④運転資金</li> </ul>	新規雇用者が1名の場合は500万円、2名以上の場合は1,000万円 ①用地取得費 立地しようとする土地の取得価格に相当する額に、町有地の場合は2/3、私有地の場合は1/2 ②建物取得費 事業所の新設または増設に係る費用の2/3 ③設備投資費 事業所の新設または増設に伴う設備投資に対して2/3 ④運転資金 操業開始後3ヶ月で必要と成る運転経費	1年（据置）  10年 （元金均等返済）	無利息	保証人：選考委員の審査による  担保：取得した土地及び建物（町を第一順位の抵当権者）	操業開始の日から1年以内	川本町産業振興課
小売店等持続化支援事業 (H27.4.1)	島根県地域商業等支援事業費補助金の条件を満たすこと。 ■一般枠 小売業・サービス業の開店予定者（事業承継を含む） ■買い物不便特別枠 住民の買い物不便対策に資する「既存店舗の理解を得ている」と町が認めた事業者 A 飲食料品等小売業の開店予定者（事業承継を含む） B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者（開店のみ） C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者	■一般枠 開店または事業承継に係る初期投資費用（改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、家賃、広告宣伝費） ■買い物不便特別枠 対象者A…改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、家賃、広告宣伝費 対象者B…改修費、建築費、建物取得費、物品購入費 対象者C…改修費、物品購入費	■一般枠 2/3（ハード3/4） 補助限度額3,000千円 ■買い物不便対策特別枠 2/3（ハード1/2） 補助限度額10,000千円				随時	
小規模事業者経営改善資金利子補給金 (H25.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者</li> <li>・マル経融資残高を有する者及び新たにマル経融資を利用した者</li> <li>・町税の滞納がない者</li> </ul>	マル経融資を受けた者に対しての利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・每期1月から12月までの間の1%の利子に相当する額</li> <li>上限：5万円</li> <li>・利子補給開始月から5年以内</li> </ul>				毎年3月20日まで	

・ 隠岐の島町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
隠岐の島町地域商業等支援事業費補助金	小売店等持続化支援事業 （旧空店舗活用事業）	小売業・サービス業の開店予定者 （事業承継を含む）	初期費用（改修費、建築費、建物 取得費、物品購入費、家賃、広告 宣伝費）	①家賃 補助対象経費の2/3（限度額5 0万円） 但し、1年分のみ ②広告宣伝費 補助対象経費の2/3（限度額5 0万円） ③上記以外 補助対象経費の1/2（限度額5 0万円）	—			隠岐の島町 定住対策課
		上記以外の業種の開店予定者（事 業承継を含む）	同上	①家賃 補助対象経費の1/3（限度額2 5万円） 但し、1年分のみ ②広告宣伝費 補助対象経費の1/3（限度額2 5万円） ③上記以外 補助対象経費の1/4（限度額2 5万円）	—			
	移動販売支援事業	食料品・日用品の移動販売を行う 小売業者、商工団体等	①移動販売に必要な車両及び設備 の取得費 ②移動販売の運営に要する燃料 費、車検費用、修理費、備品購入 費 但し、年間経費が20万円を超え る場合のみ	①補助対象経費の1/2（限度額 200万円） ②定額補助 1年目 10万円 2年目 8万円 3年目 5万円	—			

※お問い合わせにつきましては、各市町村等までお問い合わせ下さい。

中小企業金融のご相談、窓口は

機関名	所在地	連絡先
日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業	松江市殿町111番地 (松江センチュリービル7階)	TEL 0852-21-0110 FAX 0852-21-6654
日本政策金融公庫 松江支店 国民生活事業	松江市殿町111番地 (松江センチュリービル7階)	TEL 0852-23-2651 FAX 0852-24-4616
日本政策金融公庫 浜田支店 国民生活事業	浜田市殿町82番地7	TEL 0855-22-2835 FAX 0855-22-7632
株式会社商工組合中央金庫 松江支店	松江市殿町210番地	TEL 0852-23-3131 FAX 0852-27-1199
株式会社商工組合中央金庫 浜田営業所	浜田市殿町124番地2	TEL 0855-23-3033 FAX 0855-22-2215
島根県商工労働部中小企業課	松江市殿町1番地	TEL 0852-22-5883 FAX 0852-22-5781
島根県西部県民センター商工労政事務所	浜田市片庭町254番地	TEL 0855-29-5646 FAX 0852-22-5306
島根県信用保証協会 本店	松江市殿町105番地	TEL 0852-21-0561 FAX 0852-22-2707
島根県信用保証協会 出雲支店	出雲市大津新崎町2番地24	TEL 0853-21-4998 FAX 0853-21-4858
島根県信用保証協会 浜田支店	浜田市松原町277番地9	TEL 0855-22-0833 FAX 0855-22-3309
島根県信用保証協会 益田支店	益田市あけぼの本町10番地6	TEL 0856-22-4567 FAX 0856-22-4568
公益財団法人しまね産業振興財団	松江市北陵町1番地 (テクノアークしまね内)	TEL 0852-60-5110 FAX 0852-60-5105
公益財団法人しまね産業振興財団 石見オフィス	浜田市相生町1391-8	TEL 0855-24-9301 FAX 0855-22-0577